

# 早島町電気価格高騰緊急対策支援金

## Q & A

(令和4年11月25日版)

### 目次

支援要件に関する事	1
電気使用量について	3
支援金申請に関する事	5

## 支援要件に関すること

Q 1	<p>支援対象者とは</p>						
A 1	<p>次の①から③の全てを満たす必要があります。</p> <p>①早島町内に事業所等を有する中小企業者等（法人・個人事業者）</p> <p>②令和4年10月1日時点で町内で事業を営んでおり、引き続き町内で事業を継続する意思のある方</p> <p>③令和4年4月から10月までの間の連続する任意の3か月（以下「対象月」という。）に使用した電気使用量が3,000kwh以上の方</p> <p>中小企業者等の定義は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">中小企業者等</th> </tr> <tr> <td>中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）である個人又は会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社、土業法人）</td> </tr> <tr> <td>常時使用する従業員の数が300人以下である事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人</td> </tr> <tr> <td>常時使用する従業員の数が300人以下である医療法人</td> </tr> <tr> <td>常時使用する従業員の数が300人以下である社会福祉法人</td> </tr> <tr> <td>常時使用する従業員の数が300人以下である特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人</td> </tr> </table>	中小企業者等	中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）である個人又は会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社、土業法人）	常時使用する従業員の数が300人以下である事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人	常時使用する従業員の数が300人以下である医療法人	常時使用する従業員の数が300人以下である社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下である特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人
中小企業者等							
中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）である個人又は会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社、土業法人）							
常時使用する従業員の数が300人以下である事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人							
常時使用する従業員の数が300人以下である医療法人							
常時使用する従業員の数が300人以下である社会福祉法人							
常時使用する従業員の数が300人以下である特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人							

Q 2	<p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者とは何か。</p>															
A 2	<p>中小企業者の定義は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業種分類</th> <th style="text-align: center;">資本の額又は出資の総額</th> <th style="text-align: center;">常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業その他の業種</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td style="text-align: center;">1億円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td style="text-align: center;">5,000千万円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td style="text-align: center;">5,000千万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種分類	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000千万円以下	100人以下	小売業	5,000千万円以下	50人以下
業種分類	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数														
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下														
卸売業	1億円以下	100人以下														
サービス業	5,000千万円以下	100人以下														
小売業	5,000千万円以下	50人以下														

Q 3	<p>中小企業者の要件について、「資本の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」の両方を満たす必要があるのか。</p>
A 3	<p>中小企業者の要件として、業種分類ごとに記載している「資本の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」については、どちらかに該当する場合が中小企業者となります。</p> <p>なお、個人事業者についても同様の要件で分類します。</p>

Q 4	常時使用する従業員の定義は何か。
A 4	<p>労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を常時使用する従業員とします。なお、同法21条には、「予め解雇の予告を必要とする者」に当たらないものとして、以下の労働者を挙げています。判断に迷う場合は、労働基準監督署に相談してください。なお、会社役員、個人事業者は、常時使用する従業員には含まれません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>労働基準法第21条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日日雇い入れられる者（1か月を超えて継続して雇用した場合を除く）</li> <li>・ 2か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）</li> <li>・ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）</li> <li>・ 試（ためし）の使用期間中の者（14日を超えて雇用した場合を除く）</li> </ul> </div>

Q 5	常時使用する従業員の数、町内事業所の従業員数ではなく、法人全体の従業員数との理解でよいか？
A 5	お見込みのとおりです。

Q 6	個人事業者の場合、申請者住所は何を記載すれば良いか。
A 6	個人事業者の場合は、代表者の居住地住所を記載してください。

Q 7	個人事業者で町内に店舗があるが、住所が町外の場合は対象となるか。
A 7	対象となり得ます。個人事業者の住所が町外にある場合でも、事業所が早島町内にあり、その他の要件を満たしている場合は対象となり得ます。

Q 8	法人で町内に事業所があるが、本社・本店が町外にある場合は対象となるか。
A 8	対象となり得ます。法人の本社・本店が町外にある場合でも、事業所が早島町内にあり、その他の要件を満たしている場合は対象となり得ます。

Q 9	町内に複数の事業所がある場合、事業所単位で申請できるか。
A 9	事業所単位で申請はできません。申請は <u>1事業者1回限り</u> です。町内に事業所が複数ある場合は、各事業所の対象月の電気使用量をまとめて1事業者として申請してください。

Q 10	現在は町内で事業を行っているが、数か月後には町外へ事業所を転移する予定。この場合、対象となるか。
A 10	対象外です。引き続き町内で事業を継続する意思があることが必要です。

Q 1 1	町税の滞納があるが、対象になるか。
A 1 1	対象になりません。町税に滞納がないことが要件です。

電気使用量について
-----------

Q 1 2	電気料金について、6月、8月、10月の3月を対象月とすることはできるか。
A 1 2	できません。対象月は令和4年4月から10月までの間の、 <u>連続する任意の3か月</u> にする必要があります。

Q 1 3	店舗兼自宅で、事業用と家庭用の電気代をまとめて支払っている場合は、対象月の電気使用量をどのように計上すれば良いか。
A 1 3	確定申告時の家事按分を基準に、事業用の電気使用量のみを正確に計上するとともに、別紙1の下部の家事按分等理由書を提出してください。

Q 1 4	町外の事業所で使用した電気料金についても対象になるか。
A 1 4	対象外です。町内で自らの事業活動に使用した電気料金のみが対象となります。

Q 1 5	対象月について、電気の使用月で考えるのか、支払い月で考えるのか。
A 1 5	<p><u>対象月は電気の使用月で考えますが</u>、請求書や明細書等に「〇月分」と記載がある場合は、月を跨いでいても記載月のものとして考えます。</p> <p>ただし、<u>検針票等に「〇月分」という記載が無い場合は</u>、使用期間中に最も多くの日が属する月の電気使用量として考えます。</p> <p>①検針票に「4月分の電気使用量のお知らせ」と記載がある場合 →使用期間に関わらず、4月分の電気使用量と考え、本支援金の対象月に含めることが可能です。</p> <p>②検針票に「〇月分」という記載が無く、「使用期間 4月5日～5月4日」と記載がある場合 →4月分の電気使用量とします。</p> <p>③検針票に「4月請求分、使用期間2月25日～3月24日」と記載がある場合 →3月分の電気使用量とし、本支援金の対象月に含めることができません。</p> <p>④検針票に「5月請求分、使用期間3月25日～4月24日」と記載がある場合 →4月分の電気使用量と考え、本支援金の対象月に含めることが可能です。</p>

Q 1 6	『電気使用量のお知らせ』に使用場所の記載がない場合は、どうすれば良いか。
A 1 6	電気使用量の内容が分かる書類の写し（使用量のお知らせなど）に、使用場所地番の記載がない場合は、申請書類に電気メーターの近接写真を添付してください。

Q 1 7	店舗兼自宅で、開業日が9月10日の場合、8月分、9月分、10月分の電気使用量で申請することができるか。
A 1 7	開業前の電気使用量を含めて申請することはできません。本支援金では事業用の電気使用量のみを対象とすることができます。事業用と家庭用の電気使用量の按分については、確定申告時の家事按分を基準に、事業用の電気使用量のみを正確に計上するとともに、別紙1の下部の家事按分等理由書を提出してください。

Q 1 8	7月分と8月分の2か月だけで12,000kwhを超えているが、3か月分の書類を提出しないとイケないのか。
A 1 8	法人の場合で、対象期間のうち1か月分又は2か月分で上限の12,000kwhを超える場合は、3か月分の書類を提出する必要はありません。 個人の場合も同様に、対象期間のうち1か月分又は2か月分で上限の6,000kwhを超える場合は、3か月分の書類を提出する必要はありません。

Q 1 9	個人事業者で、電気代は従業員である家族名義で契約し、家族の口座から引き落とされているが、補助対象経費になるか。
A 1 9	原則申請者である個人事業者の方が支払ったものが対象となります。 特別な事情等により申請者以外の方が支払っている場合は、別途ご相談ください。

Q 2 0	法人で、電気代は代表者名義で契約し、代表者の口座から引き落とされているが、対象になるか。
A 2 0	上記回答と同様の考え方となります。

Q 2 1	店舗（事務所）を賃借して事業を営んでいるが、共益費の中に電気代が含まれている。貸主が共益費明細を作成すれば、自身の電気使用量として認められるか。
A 2 1	共益費（管理費）等に電気代が含まれる場合は、明細書の有無に関わらず、借主の電気使用量として認められません。

Q 2 2	店舗（事務所）を賃借して事業を営んでおり、電気代は毎月貸主（大家）に支払っているが、補助対象経費になるか。
A 2 2	請求書等で自事業所分の電気使用量が明確に分かる場合は、借主の電気使用量として認められます。

Q 2 3	不動産業を営んでいるが、共用部分の電気代は自社が負担している。本支援金の電気使用量として申請して良いか。
A 2 3	不動産業を営む上で、必要な経費として電気代を支払っている場合は、貸主の電気使用量として申請いただけます。ただし、居住者から共益費等（共用部分の電気代含む）を受け取っている場合は、対象外とします。

Q 2 4	対象月に町内で使用した電気料金について、他市町村や他の団体から別の補助金を受ける場合は対象となるか。
A 2 4	国や県又は他市町村、他の団体等から、他の補助金等の交付を受ける場合は対象となりません。

Q 2 5	町内に事業所が複数ある場合、事業所Aは5月～7月、事業所Bは7月～9月で申請することはできるか。
A 2 5	できません。複数の事業所をまとめて申請する場合は、対象月は同一とします。

### 支援金申請に関すること

Q 2 6	複数回申請することは可能か。
A 2 6	できません。申請は <u>1事業者につき1回限り</u> となります。

Q 2 7	申請書等に押印は必要か。
A 2 7	様式1は申請書と請求書を兼ねているため、押印が必要です。様式2の誓約書についても押印が必要です。

Q 2 8	支援金振込口座が当座預金口座のため通帳が無いが、この場合の添付書類は。
A 2 8	「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもので、金融機関が発行する当座勘定照合帳、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳等の写しを提出してください。

Q 2 9	電気料金の領収書を紛失した場合は何を提出すればよいか。
A 2 9	電力会社に支払証明書の発行を依頼し、それを領収書の代わりとして提出してください。

Q 3 0	事業所等の外観写真及び電気メーターの近接写真は必ず必要か。
A 3 0	事業所等の外観写真は必須です。 電気メーターの近接写真は、検針票や請求書等に使用場所の地番（電気の使用場所）の記載が無い場合に必要です。

Q 3 1	確定申告書に收受印の無い場合は、どうしたらいいのか。
A 3 1	提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することが必要です。 なお、「納税証明書（その2所得金額用）」は税務署で交付を受けることができます。

Q 3 2	令和3年末以前に創業した個人事業者で、確定申告の義務が無かったので、令和3年分の所得税の確定申告を行っていないが、対象になるか。
A 3 2	町県民税の申告を行っていれば対象になります。その場合は、令和4年度の町県民税申告書（受付印が押されたもの）の写しを提出してください。

Q 3 3	開業から1年未満のため、確定申告をまだ行っていない場合はどうしたらよいか。
A 3 3	申請時点で、確定申告書を提出する必要がない場合、開業届の写し又は現在事項全部証明をご提出ください。

Q 3 4	事業承継、法人成の場合の申請には何が必要か。
A 3 4	いずれも事業の継続性の確認や事業承継等があったことが確認できる書類の写しを追加資料として添付いただく必要があります。（開業届、法人設立届、履歴事項全部証明書、事業承継等を行った者の確定申告書 等）

Q 3 5	支援金の振込はいつ頃になるか。
A 3 5	申請書類などに不備がない場合は、最短で申請から4週間程度で指定口座への入金を予定しております。なお、給付が決定した方には、給付決定通知書を送付いたします。

Q 3 6	補助金は課税の対象になるのか。
A 3 6	現時点において、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。